

福井の社長人材誘致支援プロジェクト奨励金 交付要領

1 通則

福井の社長人材誘致支援プロジェクト奨励金（以下、「奨励金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則、産業労働部創業・経営課所管補助金等交付要綱に定めるもののほか、この要領で定めるところによる。

2 目的

この奨励金は、親族内に候補がないなど後継者問題に悩む企業に対して、経営者を目指す人材による事業引継ぎを行い、当該人材の知識や経験を活かした企業の成長を目指すことを目的として、サーチファンドを活用した買い手に対し交付する。

3 定義

この要領において使用する用語の定義は、次の各号とする。

- ① 「事業承継」とは、会社においては、先代経営者が代表取締役を退任し、後継者が代表取締役就任すること、個人事業主においては、商号（屋号）や経営資源等の複数を承継（現代表は廃業届を後継者は開業届を提出するなど）し、その事業を継続させることをいう。
- ② 「親族」とは、配偶者、直系血族、3親等内の傍系血族または3親等内の姻族をいう。
- ③ 「同族関係者」とは、親族、親族が総株主または総社員の議決権数の過半数を有する会社、その子会社またはその孫会社をいう。
- ④ 「事業引継ぎ」とは、株式譲渡などの最終契約の締結により、事業の全部または一部を同族関係者以外の者に事業承継することをいう。
- ⑤ 「県外」とは、福井県以外の地域をいう。
- ⑥ 「売り手」とは、事業承継にあたり事業を譲り渡す者をいう。
- ⑦ 「買い手」とは、事業承継にあたり事業を譲り受ける者をいう。
- ⑧ 「サーチファンド」とは、企業の経営資源等を引継ぎ、経営者となることを目指す者が、その相手となる企業を探し、投資や支援を受けて、株式買収等によって事業引継ぎを行い、経営者としてその後の企業成長に取り組む仕組みをいう。
- ⑨ 「居住」とは、住民票上の住所を福井県内に置き、県内で生活を営むことをいう。
- ⑩ 「移住」とは、福井県外から生活の本拠を移して福井県内に居住することをいう。

4 交付対象者

奨励金交付の対象となる者（以下、「交付対象者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- ① サーチファンドを用いた事業を行う下記のサーチファンド投資会社または組合（以下、「サーチファンド投資会社等」という。）の支援を受ける者であること。（ただし、その他知事が適当と認める場合については対象とすることができる。）

（ ・ Growth i x I n v e s t m e n t 株式会社
・ 株式会社サーチファンド・ジャパン
・ 株式会社 J a p a n S e a r c h F u n d A c c e l e r a t o r
・ ジャパン・サーチファンド・プラットフォーム投資事業有限責任組合 ）

※掲載していない他のサーチファンド投資会社等について、知事が認めたものは交付対象と

する。

- ② ①のサーチファンド投資会社等の投資を受けて、令和4年4月1日以降に福井県内に本社機能を有する企業の事業引継ぎを行うこと。
- ③ 事業引継ぎ後（売り手との最終契約日以降）、奨励金申請の日において従業員または役員（以下、「従業員等」という。）1名以上を新規に雇用・任用している、または奨励金申請の日から1年以内に新規に雇用・任用する予定であり、かつ継続して雇用・任用する意思を有していること。
- ④ 事業引継ぎにより、福井県内から本社機能が県外に転出しないこと。
- ⑤ 事業引継ぎを行った企業の同族関係者でないこと。
- ⑥ 奨励金申請の日において福井県内に居住している、または奨励金申請の日から1年以内に福井県内に移住をする予定であり、かつ居住を開始した時から継続して3年以上居住する意思を有していること。

※・③の「新規に雇用・任用」について、事業引継ぎ直前と交付申請時の従業員等の数とを比較したときに、1名以上の増加が必要であり、会社都合の解雇や退職勧奨などを行った従業員の補充のための雇用は不可とする。ただし、事業引継ぎに際して、自己都合の退職を行った従業員の数は、この限りではない。

また、新規に雇用・任用する従業員等は、福井県外の人材、福井県内の人材を問わないものとする。

- ・④について、SPC（特別目的会社）を設立している場合は、事業引継ぎ後、承継した企業との合併または県内への移転を予定している必要があるものとする。
- ・⑤について、事業引継ぎに際して婚姻や養子縁組により同族関係者となった者は、上記に関わらず交付対象とする。
- ・無償譲渡や風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条により定める営業内容等にかかる事業引継ぎは、交付対象外とする。
- ・本奨励金の交付を受ける場合、売り手、買い手ともに重ねて福井県産業労働部創業・経営課の「県内企業M&A支援奨励金」の対象とならないものとする。
- ・その他、対象要件に関して、知事が事業の趣旨に照らして適当でないと判断した場合は奨励金の交付対象外とし、知事が適当と認める場合は交付対象とすることができる。

5 交付申請期間

奨励金の交付申請期間は、公募開始日から令和5年2月28日までとする。

6 奨励金の額

知事は、予算の範囲内において、奨励金300万円を交付する。なお、奨励金の交付は、1者につき1回とする。

7 奨励金の交付申請

奨励金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は4に規定する交付対象者の要件を満たした日の翌日以降、交付申請期間内に、奨励金交付申請兼実績報告書（様式第1）に必要な書類を添えて、知事に申請するものとする。

8 奨励金の交付決定および額の確定

知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査し、必要な調査等を行

い、奨励金を交付すべきものと認めたときは、交付決定兼額の確定を行い、申請者に対し書面により通知するものとする。

9 奨励金の請求

前条の規定による交付決定兼額の確定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、奨励金の交付を請求しようとするときは、奨励金交付請求書（様式第2）を知事に提出しなければならない。

10 交付決定の取消および返還命令

(1) 交付決定者は、次の要件のいずれかに該当する場合は、奨励金の全額を返還しなければならない。

- ① 株式譲渡契約など事業引継ぎにかかる契約を破棄した場合
- ② 交付対象者等の要件を満たさず交付対象外であるにも関わらず申請を行うなど、虚偽の申請等を行った場合
- ③ 事業引継ぎ後、3年以内に会社都合の解雇や退職勧奨などを行い、新規に雇用・任用した者を含む従業員等の雇用等の維持を図らなかった場合
- ④ 事業引継ぎ後、3年間、引継いだ事業の維持を図らなかった場合
- ⑤ 事業引継ぎ後、3年以内に本社機能を県外に転出させた場合
- ⑥ 福井県内に居住を開始した日から3年以内に県外へ転出した場合
- ⑦ 奨励金申請の日において従業員等1名以上を新規に雇用・任用しておらず、かつ奨励金申請の日から1年以内にも新規に雇用・任用を行わなかった場合
- ⑧ 奨励金申請の日において福井県内に居住しておらず、かつ奨励金申請の日から1年以内にも行わなかった場合

ただし、災害および交付決定者本人の死去や疾病等やむを得ない事情があると知事が認めた場合についてはこの限りではない。

(2) 知事は、交付決定者が上記の要件のいずれかに該当する場合には、奨励金の交付決定の全額を取り消すことができるものとする。

(3) 知事は、前項の規定に基づき奨励金の交付決定を取り消す場合には、交付決定者に対し書面により通知し、期日を定めて、奨励金の返還を命ずることができる。また、奨励金返還を求められた交付決定者は、知事が定める期日までに返還しなければならない。

11 加算金および延滞金

(1) 交付決定者は、知事から10に基づく奨励金の返還を求められたときは、返還を求められた奨励金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

(2) 交付決定者は、知事から奨励金の返還の命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(3) 知事は、(1) および (2) においてやむを得ない事情があると認めたときは、加算金または延滞金の全部または一部を免除することができるものとする。

12 報告等

(1) 交付決定者は、交付事業に関して、知事から調査協力依頼等があった場合は協力するものとする。

- (2) 交付決定者が、奨励金申請の日において福井県内に居住していない場合は、福井県内へ移住を行った際に、知事に対しその旨を連絡しなければならない。この時、知事は、移住を行ったことを示す書類を交付決定者に求めることができる。
- (3) 交付決定者が、奨励金申請の日において従業員等1名以上を新規に雇用・任用していない場合は、新規雇用・任用を行った際に、知事に対しその旨を連絡しなければならない。この時、知事は、新規雇用・任用を行ったことを示す書類を交付決定者に求めることができる。
- (4) 交付決定者は、以下の事項に該当するようになった場合は、知事に対しその旨を報告しなければならない。
 - ① 株式譲渡契約など事業引継ぎにかかる契約を破棄した場合
 - ② 事業引継ぎ後、3年以内に会社都合の解雇や退職勧奨などを行い、新規に雇用・任用した者を含む従業員等の雇用等の維持を図らなかった場合
 - ③ 事業引継ぎ後、3年間、引継いだ事業の維持を図らなかった場合
 - ④ 事業引継ぎ後、3年以内に本社機能を県外に転出させた場合
 - ⑤ 福井県内に居住を開始した日から3年以内に県外へ転出した場合

1.3 事業引継ぎの事例の紹介

知事は、奨励金を交付した事業引継ぎについて、交付決定者の同意を得た上で、ホームページ等で、事例の紹介をすることができる。

1.4 その他の事項

知事は、交付事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について別に定めることができる。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和4年5月30日から施行する。